

離別後の親権についての日韓比較研究

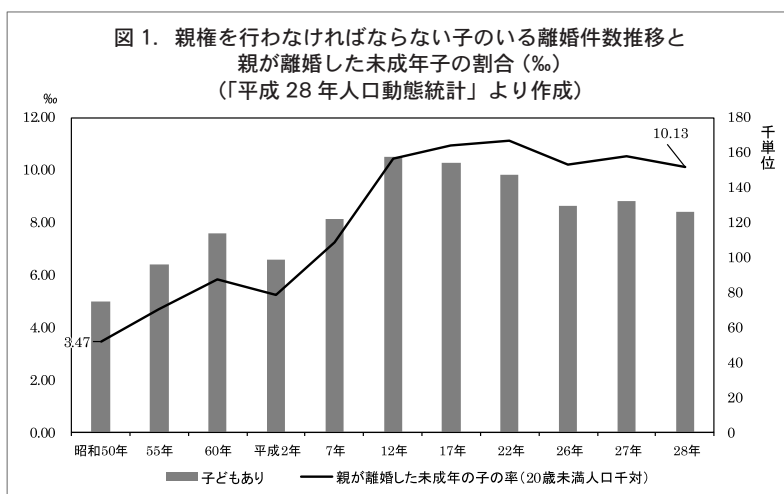
山西裕美

1. はじめに

平成 28 年の離婚件数 21 万 6,798 件のうち、未成年の子どもがいる離婚は 12 万 5,941 件 (全体の 58.1%)、未成年の子どもがいない離婚は 9 万 852 件 (同 41.9%) と、未成年の子どもがいる離婚が離婚件数全体の過半数を占めている。少子化による子ども数の減少に伴い、日本でも親権を行わなければならない子、すなわち未成年の子どもがいる離婚件数は減少しているが、親が離婚した未成年子の割合は著しく増加している [厚生労働省, 平成 28 年人口動態統計] (図 1)。

日本では、離別後の未成年子の親権について、協議離婚の場合は民法 819 条第 1 項において「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない」、第 2 項では裁判離婚について、「裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める」とあり、協議でも裁判の場合でも、どちらか一方の親を親権者にする単独親権制度である。

しかし、1989 (平成元) 年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」(以下、「子どもの権利条約」) では、「子どもの最善の利益」の視点から親子分離禁止の原則や両親の共同養育責任等の規定がある。親子が別居した場合にも恒常的な面会交流等を通じて両親による共同養育について締結国が最善の努力を払うことが求められてい



る。日本も、1994（平成6）年にこの条約に批准し発効した。

そのため、日本でも2011（平成23）年「民法の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）により民法766条が改正され、両親の離別後の子どもの監護については、面会交流やその他の交流や養育費の分担について決める際には、子どもの利益を最も優先して考慮しなければならない旨が改めて明記された。この改正法は2012（平成24）年4月1日から施行され、協議離婚届けに養育費や面会交流についての協議のチェック欄が設けられ、単独親権制度ではあっても、養育費や面会交流などの離別後の共同養育について、両親への確認や周知等意識喚起が図られるようになっている。

さらに、グローバル化に伴う国際結婚の増加に伴い、国内における夫妻の一方が外国人である国際離婚が国内の離婚総数に占める割合も2016（平成28）年で6.0%と以前より増加している〔厚生労働省，2017〕。離別後の親権のあり方については国によって制度が異なるため、他国との日本の国内外への子どもの連れ去りなど国際間での問題も増える中、日本も「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下、「ハーグ条約」）に加盟し、2014（平成26）年4月1日より発効するようになった。その結果、国内的には単独親権制、国外に対しては必要に応じて相手国の制度として共同親権制としての対応と、離別後の子どもの親権という問題に対して、対象国によっては国内での二つの異なるルールでの対応、すなわち“ダブル・スタンダード”が起きている〔山西裕美，2018〕。

「子どもの権利条約」にあるように、「子どもの最善の利益」の視点からは、両親の離別後も、子どもは共同養育を通じてできるだけ両親の愛情を感じられることが望ましいということは理想である。しかし、筆者のこれまでのひとり親家庭対象に行ってきた量的質的調査結果などからの研究からは、離婚は双方の不和、DVや経済問題などが原因であることが多く、離別後に円滑に子どもが両親の間を行き交うことや、継続的な養育費のやり取りが行われることが難しいと思われる要素も多い。離別後の共同養育で必要とされるような、離別後も両親が子どものために共に協力し合っていくことは、現実的に可能とは思いたい点がある〔山西裕美，伊藤良高，出川聖尚子，2012〕〔山西裕美，伊藤良高，出川聖尚子，2013〕。

さらに、日本のこれまでの家族に対する福祉制度の在り方の問題がある。1973（昭和48）年のオイルショック以降、日本型福祉社会構想として家族が福祉供給源となる改革を積み重ねてきている。1978（昭和53）年の厚生白書には三世代同居は「福祉の含み資産」と評され〔厚生省，1978〕，1979（昭和54）年には自民党政調会より「家庭基盤の充実にに関する対策要綱」が出され“日本型福祉社会の創造”として自立自助を基盤として、家族や地域による相互扶助により社会保障制度が築かれてきている。しかし、家族による高齢者や子どものケアを中心的に支えるのは家庭内の女性が前提にされており、その後続く1980（昭和55）年の妻の相続分の引き上げ、1986

（昭和 61）年の国民年金における第三号被保険者制度，1987（昭和 62）年配偶者特別控除など，家庭内の主婦を擁護する制度改革が続いた。父親の労働時間の長さからも，現代でも父親の家事・育児時間は他国に比べても大変短い〔内閣府，2017〕。

E. アンデルセンの福祉国家のレジームでは，日本は家族が福祉の供給源となる家族主義に分類される〔Andersen E., 1997〕。しかも，日本の場合は，家族による福祉の供給は，性別役割分業が前提となった標準的核家族モデルが前提である。そのため，協議離婚はもとより，調停や裁判離婚においても，両親が別居する時点から仕事に忙しい父親の下に子どもを置いておくことは養育上の困難もあり，多くの場合，母親と子どもが一緒に暮らすことになりがちである。そのため，その後の離婚の際には，結果的に子どもの「監護の継続性・安定性」の視点からの判断で母親が親権を取ることから，現在は母親が親権を取る場合が 8 割以上となる〔厚生労働省，2017〕。

しかし，今日，日本でも，離別後の子どもの親権や面会交流をめぐる家事事件が増加しており，審理期間も長期化している。中には，これまでの「子どもの監護の継続性・安定性」を重視してきた従来の判決と異なり，司法判断が大変注目された裁判事例も起こっている¹⁾。

「子どもの権利条約」における「子どもの最善の利益」の視点より，国際的には離別後の共同養育・共同親権へ向かう潮流があり，日本もこのような現状を踏まえ，国内外への対応として民法の改正やハーグ条約への加盟などを通じて徐々に離別後の共同養育・共同親権への検討が求められつつある。

スウェーデンでは，すでに離別後の共同親権，共同養育が法制度的な選択肢としてあるが，未成年の子どものいる離別夫婦に対して共同養育，共同親権が適用される社会民主主義の福祉国家と，性別役割分業型家族を標準として子どものケアを主に母親が担う家族主義型福祉国家の日本は，異なる社会構造の中で暮らしている。離別後の親と子どもが置かれている社会環境の違いについて考慮する必要があると思われる。

しかしながら，同じ性別役割分業を基盤とした家族主義型の福祉国家として位置づけられる韓国では，既に離別後の共同養育や共同親権制度が進められている。その一方で，韓国では出生率の急速な低下の進行により「圧縮的近代」（“compressed modernity”）と呼ばれる非常に短期間での子高年齢化と世界経済の影響による晩婚化や非婚化は「圧縮的家族変化」とも呼ばれ，社会の様々な面で問題や「歪み」を生じていることも事実である〔相馬直子，2010〕。急速な近代化の進行と家族変化の中でこの離別後の共同親権や共同養育がどのような状況にあるのか，離別後は単独親権制

1) 「離婚等請求事件」平成 28 年 3 月 29 日/千葉家庭裁判所松戸支部判決/平成 24 年（家ホ）19 号および「離婚等請求控訴事件」平成 29 年 1 月 26 日/東京高等裁判所判決/平成 28 年（ネ）2453 号。詳細は後述。

の日本とはまた異なる様相を持つといえるだろう。

本研究では、離別後の未成年子に対する親権や養育のあり方について、女性が子どもの世話や福祉を担う同様の社会福祉制度体制にあるが、単独親権制の日本と既に共同親権制も選択肢として導入にされている韓国を比較検討することにより、日本の今後の離別後の親権の在り方について検討することを目的とする。そのため、次章では、まず同じ東アジアである日本と韓国とを比較検討する意義について述べ、第三章では2011（平成23）年の「民法の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）第766条の離別時の共同養育の取り決めなど改正も含め、日本の離別後の親権における現状と課題について検討する。そして、第四章では、韓国の離別後の親権制度とその課題について紹介し、同じ東アジアの家族主義福祉国家における離別後の親権における問題点と課題について考えていきたい。

2. 日韓比較の意義について—圧縮的近代と東アジアの共同親権

E. アンデルセンの福祉国家レジーム論では、日本と韓国はともに「家族主義」(“familialism”)に位置づけられている。この類型は、家族や企業が福祉を主に担う点の特徴とされている[Andersen E., 1997]。しかも、家族においてケアを担うのは両国とも女性たちである。家父長的家族観では、性別役割分業が前提となるため、父親が働いて家族を経済的に支える一方で、母親が家事や育児を担っている²⁾[国立女性教育会館, 2006]。

OECD加盟国の合計特殊出生率(TFR)と女性の労働力率との関係は大変相関が強い。ちなみにこの右上がりの直線において、日本と韓国はともに女性の労働力率も低く、TFRも低い左下に位置している(図2)。

韓国だけでなく、イタリア、スペインなど家族主義と位置づけられる他の国々も同様であるが、女性にとっては子育てと労働が両立しにくい福祉国家の体制であることが示されている。このことは、女性の年齢階級別労働力率の曲線が、スウェーデン、アメリカ、ドイツ、フランスの台形型と異なり、日本と韓国の場合はM字型、つまり出産や子育て期の年代には下がる曲線を描くことからもうかがえる[内閣府, 2017]。

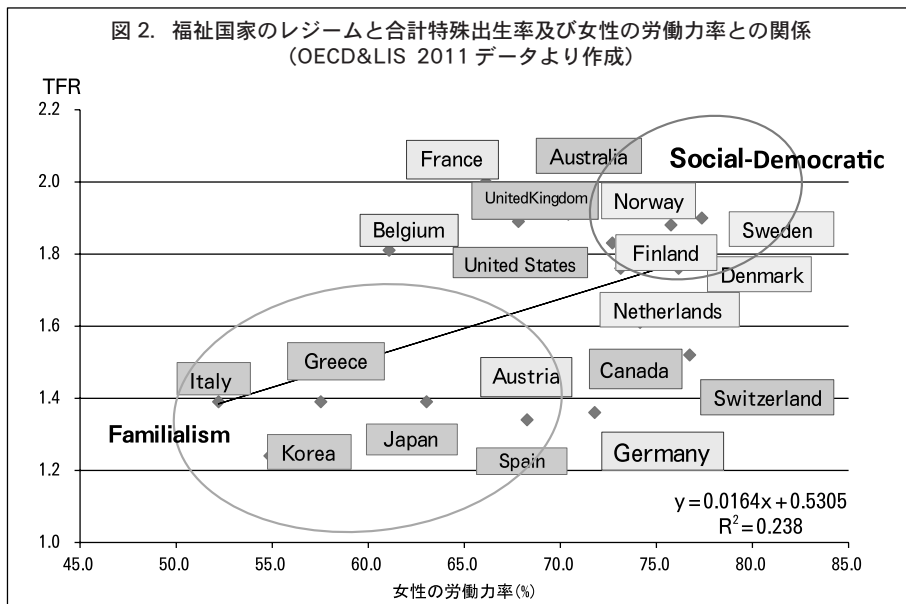
北欧の福祉国家モデルと比較すると、日本と韓国は家族主義型と呼ばれ、このよう

2) 国立女性教育会館の「平成16年度・17年度家庭教育に関する国際比較調査報告書」によると、日本、韓国、タイ、アメリカ、フランス、スウェーデンの計6カ国の親を対象に行った「家庭教育に関する国際比較」では、生活費の分担では日韓では7割以上で「主に父親が支える」が他の4カ国に比べ群を抜いて多い一方で、「食事の世話」や「幼稚園や学校の保護者会に出席する」では、主に母親がする割合が圧倒的に高く、他の4カ国に比べ性別役割分業が明確に示されている。

な家族の性別役割分業に基づく福祉国家体制下にあるという共通点が見られる一方で、従来の福祉国家研究の在り方自体にも問題点が提示されている。武川は、「東アジア・モデル」や「東アジア・レジーム」というように、東アジア諸国が同質的として一括りにされるヨーロッパ中心主義的な福祉国家観を問題視し、東アジア諸国間での比較の意義について指摘している [武川正吾, 2006]。

従来の欧米中心の福祉国家研究では、東アジア諸国は福祉国家以前の段階とみなされ、家族による福祉に基盤を置く日本も先進国の中では例外的に遅れていると位置づけられている³⁾。今日の東アジア諸国における経済成長に対する注目度で、東アジア諸国の福祉も注目されるようになった。しかし、その場合も福祉オリエンタリズムにとらわれた研究となりがちである⁴⁾ [武川正吾, 2005]。

その結果、欧州は「多様性の中の統一」とされるのに対し、東アジア諸国の場合は、「同質な残余」として捉えられてしまい、「東アジア・モデル」とか「東アジア・レジーム」として東アジア諸国間の差異はあまり取り上げられない。しかし、東アジア



- 3) 「東アジア」の定義は、狭義（中国・韓国・日本など）と広義（東南アジアも含む）いずれの場合でも用いられるがここでは、主に日本と韓国を中心に論ずるので狭義として用いる。
- 4) 武川による福祉オリエンタリズムとは以下のように定義されている。まず、スウェーデン中心主義であるため、他の福祉国家が逸脱したものとして位置づけられること。次にヨーロッパ中心主義（ユーロセントリズム）であるため、欧米諸国間の差異は詳細に検討されるが、非欧州諸国に対しては、同一視する傾向がある。さらに、アジア諸国が福祉国家から逸脱しているとして、その理由を文化本質主義として理解されてしまうエスノセントリズムの存在がある。たとえば儒教主義とか儒教福祉国家といった捉えられ方である⁸⁾。

諸国間には、歴史や文化的背景、経済の発達段階など様々な違いがあり、近代社会が始まった時期もそれぞれ異なっている。言語はもとより、親族、宗教、政治などの社会構造もそれぞれ異なっている。

さらに、両国における差異として近年指摘されるようになった点として、人口転換(“demographic transition”)に伴う近代化に要した期間の違いがある。日本や韓国など東アジアの国々は、家族が子育てや介護など福祉的役割を担う結果、グローバル経済の影響による若者の雇用不安定化と未婚化や非婚化、あるいは結婚しても子どもを産まないなど、負担となる家族形成を敢えて回避する「家族のリスク化」が生じている。特に、1997-1998年のアジア通貨危機(=IMF通貨危機)以降、韓国では「個人主義なき個人化」、「リスク回避的個人化」とも呼ばれ、超出生率低下(“ultra low fertility”)が指摘されている[Chang, 2010]。

この人口転換はリスク社会論における近代化との一致も指摘されている。U. ベックによると「第一の近代」では科学技術の発達による繁栄や、国家家族の安定が保障された産業社会を指すが、経済のグローバル化や個人化、技術の発展とそのリスクが顕著になった1970年代以降を「第二の近代」、いわゆる「リスク社会」と位置付ける[Beck, 1999]。欧米での「第二の人口転換」(“Second Demographic Transition”)は丁度1960年代末から約50年をかけた「第一の近代」から「第二の近代」へと移行したのに対し、日本の人口置き換え水準への転換は1956年から始まり、それから約20年間安定して維持された。しかし、1974年からさらに人口置き換え水準を下回り始め、日本は欧米に比べ二倍の速度でグローバル経済の不安定化とその結果としての低出生化がもたらされた。

さらに、韓国を始め、日本以外の東アジアの国々では、出生率が人口置き換え水準で安定した時期が見られず、アジア通貨危機(=IMF通貨危機)以降、出生率が急激に低下している。このような「第一の人口転換」から「第二の人口転換」への以降の期間の違いから、短期間に变化した韓国の家族変化を「圧縮的近代」(“compressed modernity”)[Chang, 2010]と呼んだのに対し、日本は「半圧縮的近代」(“semi-compressed modernity”)と定義される[落合恵美子, 2013]。

現代の福祉国家は初期の段階では家族主義を前提としたが、女性の雇用が急増した1970年代以降、北欧諸国は徐々に社会の「脱家族化」が進んだ[Andersen E., 2008]。本来、日本や韓国においても、北欧のように福祉負担の「脱家族化」が図られる必要があったにも関わらず、北欧諸国が「脱家族化」を目指した時期に、日本では「近代の伝統化」、つまり家族が介護や子育てなど福祉的役割を期待される「日本型福祉社会」を建設する「家族主義的改革」がなされた[落合, 2015]。正に自己オリエンタリズムとしての「近代の伝統化」が図られた[落合恵美子, 2014]。

このように家族主義型福祉国家では、北欧諸国では介護はもとより子育てなど福祉

的ケアが脱家族化していく時期に、逆行するように性別役割分業を前提とした家族に福祉的ケアが課される制度改革が行われている。このことが、本論のテーマである離別後の子どもの養育においてどのように反映されているかは、日本と韓国では離別後の共同親権制度の有無に伴い異なってくる。

スウェーデンでは、1990年に世界に先駆けて国連の「子どもの権利条約」を批准した。この条約批准以前からも離別後の共同養育が基本原則となっていたが、さらに「子どもの最善の利益」を優先とするように法律改正が行われ、共同親権が積極的に実践されている〔善積京子，2013〕。

韓国では、離婚後の親権については、単独親権と共同親権のいずれかを選択することができる。この離婚後の共同親権は、1990年の民法改正時に設けられた909条第4項⁵⁾に父母の協議によって親権者を定めることが出来るようになったことと、日本のように単独親権の条文が無い上、「子どもの最善の利益」の観点から諸外国の趨勢より理論上可能になったというものである。また、面会交流を、子どもを直接養育しない親の権利とすることも同時に明文化（民法837条の2）⁶⁾されたことによって実質共同親権、共同養育が可能となった〔金亮完，2014〕。

日本でも、2011（平成23）年、民法の一部を改正する法律が成立したが、この改正に大きな影響力を与えたのは、「子どもの権利条約」であった。この「子どもの権利条約」を受けて、親権に関する諸規定に「子の利益」の観点が明確化されたことに加え、第766条離婚の際の子の監護に必要なことに関し、「父又は母と子との面会及びその他の交流」及び「子の監護に要する費用の分担」が明示されることになった。さらに、子の監護について必要な事項を定めるに当たって「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と子どもの権利条約における「児童の最善の利益」も取り入れられた。しかし、平成29年12月現在においても、韓国とは異なり、離別後も単独親権制が維持されている。

次章では、このような「子どもの権利条約」や「ハーグ条約」への加盟など、国際的な影響も含め、日本における離別後の親権の現状と課題について検討していくことにしたい。

5) 韓国民法第4編第4章第3節親権第一款 総則 第909条④婚姻外の子が認知された場合及び父母が離婚する場合には、父母の協議により親権者を定めなければならないが、協議することが出来ないとき、又は協議が調わないときは、法院は、職権で又は当事者の請求により親権者を定めなければならない。ただし、父母の協議が子の福祉に反するときは、家庭法院は、補正を命じ、又は職権で親権者を定める。〔本項改正2005.3.31, 2007.12.21〕〔全文改正1990.1.13〕

6) 同第837条2①子を直接養育しない父母の一方と子は、互いに面会交流をする権利を有する。〔本項改正2007.12.21〕〔本条新設1990.1.13〕

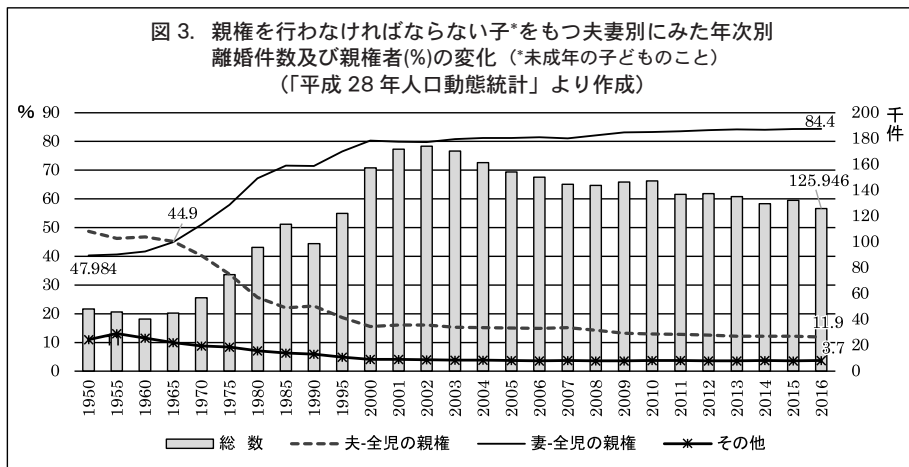
3. 日本の離別後の親権における現状と課題

日本における離婚件数は2002（平成14）年に最多である28万9,836件であったが、2003（平成15）年以降は減少傾向となり、2016（平成28）年の離婚件数は21万6,798件であった。そのうち、未成年の子どもがいる離婚は13万2,166件（全体の58.1%）と過半数を占めた〔厚生労働省，平成28年人口動態統計〕。

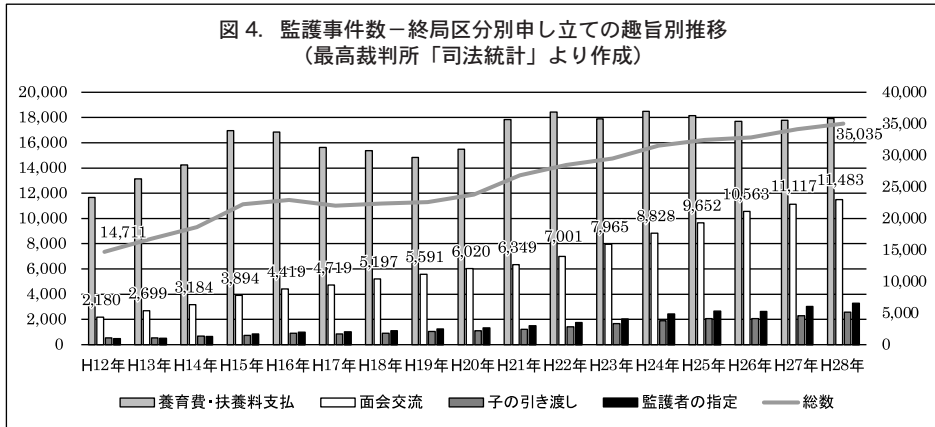
また、親権を行うもの別の離婚件数の年次推移について、2016（平成28）年は「妻が全児の親権を行う」が10万6,314件（未成年子のいる離婚件数の84.4%）、「夫が全児の親権を行う」が1万5,033件（同11.9%）、「その他（夫妻が分け合って親権を行う）」4,599件（同3.7%）であった。離別後の親権については、1960年代半ばに、「妻が全児の親権を行う」と「夫が全児の親権を行う」が入れ替わって、今日では「妻が全児の親権を行う」が8割以上となっている（図3）。

一方で、近年子どもの監護事件数が増えており、かつ審理期間が6カ月を超える件数割合が増加し長期化している。子どもの監護事件とは、「子の監護に関する処分」（民法766条）では1) 監護者の指定、2) 養育費、3) 面会交流、4) 子の引き渡しの計4つの請求事件がある。日本社会全体での少子化で子ども数の減少にも関わらず、子どもの監護に関する事件の総数は増えてきている。一番件数が多いのは養育費や扶養料の支払い事件であるが、近年急速に数が増えてきているのが面会交流に関する事件である（図4）。

増えてきている背景として、少子高齢化の人口構造を始め、司法側の対応の変化や親の意識の変化など、様々な社会構造の変化から、六点が指摘されている〔榊原富士子・池田清貴，2017〕⁷⁾。これまでの三歳児神話など愛着理論と異なり、今日の裁判



7) 第一に、少子化などの人口構造の変化である。少子化を背景に、離婚の際に子どもの父母双方の



では極端な「母親優先原則」は少なくなった。そのため、親権の獲得など、父親も主張するようになったことも大きいだろう。

いずれにしても、子どもの監護は子どもの視点からなされるべきであり、子どもの利益が一番に優先されるべきである。2011（平成 23）年、民法の一部を改正する法律が成立したが、この改正に大きな影響力を与えたのは、「子どもの権利条約」である。この条約は、1989（平成元）年に国連で採択され、日本では 1994（平成 6）年に発効した。

「子どもの権利条約」では、子どもは父母に養育される権利を有し、養育の一次的な責任は父母に共同にあり、国は父母の養育責任遂行のための援助をするとしている。また、第 12 条第 1 項では、子どもの意見表明権に言及し、子どもを権利主体として位置づけをしていることが特長である⁸⁾。

祖父母が孫を奪い合いやすくなっている。第二に、高齢化に伴い、祖父母世代が経済力も体力も現役で、孫が自分たちの生きがいの対象になり、調停や裁判の争いが激化しやすい。第三に、子どもを生きがいとする父親の意識の変化である。第四に、今日の裁判では極端な「母親優先原則」は少なくなり、父親も親権を主張するようになった。五点目に、家事事件手続法の成立とネットによる情報の普及により、家裁のホームページ情報も詳しくなり、申し立てに必要な書式などの手続きが容易になった。第六に、当事者を支援するシステムが弱く、家裁に持ち込まれる段階では、すでに父母の関係を調整するのが困難になりやすいことである。

- 8) 子どもの権利条約 7 条 1 項 児童は（中略）できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。9 条 3 項 締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。12 条 1 項 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する（以下略）。18 条 1 項 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法廷保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事になるものとする。18 条 2 項 締約国は、この条約は定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法廷保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

この「子どもの権利条約」を受けて、2011（平成23）年の「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）では、親権に関する諸規定に「子の利益」の観点が明確化された。第一に、第820条親権の定義に「子の利益のため」の権利であり、義務であると明示され、第822条の懲戒権についても「必要な範囲内で」が「第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内で」に変わり、懲戒場に関する記述が削除された。

さらに、日本では婚姻中は父母の共同親権であるが、離別後は、いずれか一方の単独親権とされる⁹⁾。これに対して、第766条には、離婚の際の子の監護に必要なことに関し、「父又は母と子との面会及びその他の交流」及び「この監護に要する費用の分担」が明示されることになったことに加え、この監護について必要な事項を定めるに当たって「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と子どもの権利条約における「児童の最善の利益」が取り入れられた。

【2011（平成23）年民法改正での離婚後の子の監護についての諸規定の変更点】

旧

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他の監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が整わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。

新

（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父また母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。 注) 傍線は筆者による

では、このような子どもの利益の考慮に関する民法改正内容がその後の裁判においてどのように反映されているだろうか。離別後の子どもと親との交流が争点の一つとなり、昨年注目された離婚と離別後の子の親権をめぐる離婚請求訴訟の裁判例を通じて、日本での司法判断の現状を確認したい。

事件の概要は次の通りである。母と父は婚姻して長女をもうけたが、夫婦仲が険悪

9) 民法819条第一項 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。

となり、2010（平成22）年5月6日、母が長女（当時3歳）を連れて自宅を出て別居状態となった。母は現在、実家近くのマンションで両親の援助を受けながら小学2年生になる長女と生活している。父は長女の監護者となるべく、2011（平成23）年に子の監護者指定および子の引き渡し申立事件並びにこれらを本案とする審判前の保全処分を申し立て、母も子の監護者の指定事件を申し立てた。家庭裁判所は2012（平成24）年2月28日長女の監護者を母と定め、父の申し立てを却下した。父は、その後二度に渡り子の監護者変更の申立をしたが、いずれも却下された。2012（平成24）年、母は離婚および慰謝料の支払いと養育費の支払い、年金分割を求めた。また、親権者指定についても、自分を指定するべきと主張した。父は離婚請求を棄却し、予備的に親権者を自分に定めるべきと主張し、その場合の長女の引き渡しと母と長女の面会交流に関して年間100日に及ぶ面会交流の保証を申し出た。

平成28年3月29日の千葉家庭裁判所松戸支部の判決では、離婚を認めるとともに、親権者については、長女を連れ去ってから母親が約5年10カ月で6回程度の面会にしか応じておらず、今後も月一回程度を希望するのに対し、父親は整った監護環境での監護の提示と共同養育計画案を提示し、母親と長女の年間100日の面会交流を認めたことにより、父親を親権者に指定することが相当であるとした（【離婚等請求事件】平成28年3月29日/千葉家庭裁判所松戸支部判決/平成24年（家ホ）19号）[判例時報社、2016]。

平成29年1月26日の東京高等裁判所判決では、親の離婚後の非監護者との面会交流だけで子の健全な生育や子の利益が確保されるわけではないとして、片道二時間半を年間100回往復するのは、長女の身体への負担のほか、学校行事への参加や学校や近所の友達との交流にも支障をきたす恐れがあるとして、必ずしも長女の利益にはならないとした。子の意思の確認についても、長女自身（平成28年当時小学3年生）の意向として母親と一緒に暮らすことを希望している。長女の監護状況も問題が無く、FPIC¹⁰⁾等第三者機関の支援の下で父親との月1回程度の面会交流も提案している母親を親権者相当と指定した（【離婚等請求控訴事件】平成29年1月26日/東京高等裁判所判決/平成28年（ネ）2453号）[判例時報社、2017]。

二審の判決を不服として父親が最高裁に上告したが、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められないとして不受理となった¹¹⁾（【離婚等請求事件】平成29

10) FAMILY PROBLEMS INFORMATION CENTER（公益社団法人 家庭問題情報センター）。元家庭裁判所調査官たちが、経験と専門性を活用し、健全な家庭生活実現に向けての貢献することを目的に設立。裁判所からの依頼で子の監護に関する鑑定、面会交流援助、ハーグ条約に関する面会交流への援助などを行ったりしている [FPIC（家庭問題情報センター）、2017年]。

11) 民事訴訟法第318条第1項 上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事

年7月12日/最高裁判所決定/平成29年(受)810号/不受理)。

2011(平成23)年の民法改正では、離別後の子との面会交流については「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」としている。千葉県松戸家裁の判決では、「面会交流寛容性の原則」(フレンドリーペアレントルール)を取り入れた父親からの面会交流の頻度の多さが評価されている。離別後の子の福祉に対する判断として、離別後の面会交流の影響が大きいとの判断が窺える。しかし、東京高裁の判決では、父親から提示された年間100回の面会交流計画案は現実的でなく、子どもにとって却って身体的にも社会生活的にも負担であるとして、従来の「継続性の原則」に基づく親権者指定の判断であった。

子どもの利益に対する司法判断が割れたが、最高裁で不受理になっていることから明らかなように、東京高裁の判決は、従来の日本での子どもの監護に対する実務に従うものであり、監護の開始が相手方の承諾を得ていなくても、その具体的な経緯、子の年齢や意思等によっては、それだけでは直ちに法律や社会規範を無視するような態度で監護が開始されたとは言えない[東京家事事件研究会, 2015]。

この離別後の面会交流と親権者をめぐる裁判では、当初は「子どもの権利条約」9条の3項にある父母の離別後も児童が定期的に別に暮らす親とも直接接触することを維持する権利を強調する「面会交流寛容性の原則」(フレンドリーペアレントの重視)を前面に押し出した親が親権者に指定される判決がなされ、日本のこれまでの判例からすると異例の判決だったため、世間の耳目を集めた。

しかし、二審の高裁判決では、面会交流についての意向が他の諸事情より重要性が高いともいえず、頻繁な面会交流計画案を必ずしも子の健全な育成にとって利益になるとは限らないとして、従来の判決同様、子の「監護の継続性・安定性」を重視した。さらに、本判決では、親が父親に無断で連れ去ったことに対しても、仕事で忙しい父親に子どもを委ねることは困難であり、監護の協議も困難だったと認めており、「国外への子連れ別居を原則認めず、速やかな従前国への返還を求めるハーグ条約の考え方を国内事案に適用すべきではない、という考え方を本判決は前提としているとみることもできる」[判例時報社, 2017, 80-81]。

家族主義福祉国家において、性別役割分業により子育てを主に担うのが母親であるため、離別時には仕事が忙しい父親の下に置くことも事実上困難なことから母親が子どもを連れて出ることが多く、その後の離婚請求及び親権者請求においても先に子どもを連れ去った母親の方が有利になる。その結果、日本の場合、親権取得においても子どもの利益として「監護の継続性・安定性」が重視されることにより母親による親

項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。

権取得が8割以上となる。「子どもの権利条約」における「子どもの最善の利益」を取り入れるべく、2011（平成23）年の「民法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第61号）では、第766条離婚の際に子の監護について必要な事項を定めるに当たって「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と明文化されているが、結果的に結論は従来と変わらないことになる。

4. 韓国の離別後の親権制度と協議離婚の流れ

韓国での親権法は、1958年2月22日に制定され、1960年1月1日より施行された韓国民法の第四編親族第四章父母と子・第三節親権におかれ、第一款総則、第二款親権の効力・第三款親権の喪失の韓国民法909条から927条の2からなる。以下に離別後の子どもの親権に関する改正および協議離婚の手続きに関する改正内容について確認する〔金亮完，2014〕〔金亮完，2018〕¹²⁾。

1958年制定時の親族法では、儒教や明治民法の影響もあり、父権主義的であったため、婚姻中も父親の単独親権であった。両性の平等に反するとの理由で、1977年改正からは婚姻中における父母の共同親権が実現したが、父母の意見が一致しない場合は父が行使するものとし、離婚後の親権の帰属も父優先のままであった。

さらなる男女平等の実現が目的とされた1990年改正において、婚姻中の父母共同親権の原則と、親権行使における父母の意見の不一致の場合には、当時者請求により家庭法院がこれを定めるものとした。また、父母の離婚の場合も父母の協議によって親権者を定めることが出来るようになった。協議が不調の場合には、当事者の申し立てより、家庭法院が定めることとした（909条第4項）。しかし、当事者の申し立てが無ければ、親権者が定まらず、子の福祉の観点からは課題が残ることとなった。また、面会交流について、子を直接養育しない父母の権利とする明文化された規定も新設されている（837条の2）。

2005年の改革では、子の福祉を親権行使の基準とする規定が新設された（改正法912条）。父母の離婚の場合についても、親権者指定の協議が不調の場合に親権者指定の審判の申し立てを当事者に任せていた1990年改正909条第4項の規定を改め、そのような場合には家庭法院への親権者指定審判申し立てが義務化された。また、婚姻の取り消し、裁判離婚及び認知の訴えの場合には、家庭法院が職権で親権者を定めるものとした（909条第5項）。

2007年改正では、安易な離婚や離婚後の子の福祉の確保などを目的に、離婚熟慮期間制度が導入された（2007年改正836条の2）。また、離婚後における子の養育に

12) 本文中で取り上げるのは2017年10月31日法律第14965号による一部改正時点までである。

関する事項（養育者の取り決め、養育費や面会交渉に関する事など）および親権者の決定に関する協議書の提出の義務化（837条）など、協議離婚手続きの内容を決めるものであった。

2011年改正では、離婚後単独親権になった親が死亡した場合、これまでもう片方の親が当然親権者になるものとして実務も同様であったことに対し、親権者がふさわしくないなどで請求があった場合に、家庭法院が親権者を定めるものとし、適切な親権者がいないときには未成年後見が開始するものとされた（909条の2および927条の2）。

2014年改正では、家庭法院は親権者が子の福祉を害するおそれのある場合には請求により、親権の一部を制限することを宣告できるとした（924条の2）。

以下は、上記記述に取り上げた離別後の子どもの親権や養育及び協議離婚の手続きについての主な条文である。

韓国民法

第四編 親族

第3章 婚姻

第5節 離婚

第一款 協議上の離婚

836条の2（離婚の手続き）

- ① 協議上の離婚をしようとする者は、家庭法院の提供する離婚に関する案内を受けなければならない。家庭法院は、必要な場合、当事者に対し相談に関して専門的な知識と経験を有する専門相談員の相談を受けることを勧告することができる。
- ② 家庭法院に離婚意思の確認を申請した当事者は、前項の案内を受けた日から次の各号に掲げる期間が経過した後、離婚意思の確認を受けることができる。
 - 一 養育すべき子（懐妊中の子を含む。本条において以下同じ。）がいる場合は3カ月。
 - 二 前項に該当しない場合は1月。
- ③ 家庭法院は、暴力により当事者の一方に耐え難い苦痛が予想される等離婚をしなければならない急迫の事情がある場合には、前項の期間を短縮し又は免除することができる。
- ④ 養育すべき子どもがいる場合、当事者は第837条の規定による子の養育及び第909条第4項の規定による親権者決定に関する協議書又は第837条及び第909条第4項の規定による家庭法院の審判書正本を提出しなければならない。

- ⑤ 家庭法院は、当事者が協議した養育費負担に関する内容を確認する養育費負担調査を作成しなければならない。この場合において、養育費負担調書の効力については、家事訴訟法第 41 条の規定を準用する。[本項新設 2009. 5. 8]

[本条新設 2007. 12. 21]

제 836 조의 2 (이혼의 절차)

- ① 협의상 이혼을 하려는 자는 가정법원이 제공하는 이혼에 관한 안내를 받아야 하고, 가정법원은 필요한 경우 당사자에게 상담에 관하여 전문적인 지식과 경험을 갖춘 전문상담인의 상담을 받을 것을 권고할 수 있다.
- ② 가정법원에 이혼의사의 확인을 신청한 당사자는 제 1 항의 안내를 받은 날부터 다음 각 호의 기간이 지난 후에 이혼의사의 확인을 받을 수 있다.
1. 양육하여야 할 자(포태 중인 자를 포함한다. 이하 이 조에서 같다)가 있는 경우에는 3 개월.
 2. 제 1 호에 해당하지 아니하는 경우에는 1 개월.
- ③ 가정법원은 폭력으로 인하여 당사자 일방에게 참을 수 없는 고통이 예상되는 등 이혼을 하여야 할 급박한 사정이 있는 경우에는 제 2 항의 기간을 단축 또는 면제할.
- ④ 양육하여야 할 자가 있는 경우 당사자는 제 837 조에 따른 자(子)의 양육과 제 909 조제 4 항에 따른 자(子)의 친권자결정에 관한 협의서 또는 제 837 조 및 제 909 조제 4 항에 따른 가정법원의 심판정본을 제출하여야 한다.
- ⑤ 가정법원은 당사자가 협의한 양육비부담에 관한 내용을 확인하는 양육비부담조서를 작성하여야 한다. 이 경우 양육비부담조서의 효력에 대하여는 「가사소송법」 제 41 조를 준용한다. [신설 2009. 5. 8]

[본조신설 2007. 12. 21]

837 条 (離婚と子の養育責任)

- ① 当事者は、その子の養育に関する事項を協議で定める。[本項改正 1990. 1. 13]
- ② 前項の協議は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。[本項改正 2007. 12. 21]
- 一 養育者の決定
 - 二 養育費の負担
 - 三 面会交流権の行使の有無及びその方法
- ③ 第 1 項の規定による協議が子の福利に反する場合には、家庭法院は、補正を命じ又は職権で、その子の意思、年齢、父母の財産状況、その他の事情を斟酌して養育に関する事項を定める。[本項改正 2007. 12. 21]

- ④ 養育に関する協議が調わない場合又は協議をすることができないときは、家庭法院は、職権で又は当事者の請求により、これについて定める。この場合において、家庭法院は、前項の事情を斟酌しなければならない。[本項新設 2007. 12. 21]
- ⑤ 家庭法院は、子の福利のために必要と認めるときは、父、母、子若しくは検事の請求により又は職権で、この養育に関する事項を変更し又は他の適当な処分をすることができる。[本項新設 2007. 12. 21]
- ⑥ 第3項から第5項までの規定は、養育に関する事項以外に父母の権利義務に変更を及ぼさない。[本項新設 2007. 12. 21]

제 837 조 (이혼과 자의 양육책임)

- ① 당사자는 그 자의 양육에 관한 사항을 협의에 의하여 정한다. [개정 1990.1.13]
- ② 제1항의 협의는 다음의 사항을 포함하여야 한다. [개정 2007. 12. 21]
 - 1. 양육자의 결정.
 - 2. 양육비용의 부담.
 - 3. 면접교섭권의 행사 여부 및 그 방법.
- ③ 제1항에 따른 협의가 자의 복리에 반하는 경우에는 가정법원은 보정을 명하거나 직권으로 그 자의 의사·연령과 부모의 재산상황, 그 밖의 사정을 참작하여 양육에 필요한 사항을 정한다. [개정 2007. 12. 21]
- ④ 양육에 관한 사항의 협의가 이루어지지 아니하거나 협의할 수 없는 때에는 가정법원은 직권으로 또는 당사자의 청구에 따라 이에 관하여 결정한다. 이 경우 가정법원은 제3항의 사정을 참작하여야 한다. [신설 2007. 12. 21]
- ⑤ 가정법원은 자의 복리를 위하여 필요하다고 인정하는 경우에는 부·모·자 및 검사의 청구 또는 직권으로 자의 양육에 관한 사항을 변경하거나 다른 적당한 처분을 할 수 있다. [신설 2007. 12. 21]
- ⑥ 제3항부터 제5항까지의 규정은 양육에 관한 사항 외에는 부모의 권리의무에 변경을 가져오지 아니한다. [신설 2007. 12. 21]

837条の2 (面会交流)

- ① 子を直接養育しない父母の一方と子は、互いに面会交流をする権利を有する。[本項改正 2007. 12. 21]
- ② 子を直接養育しない父母の一方の直系尊属は、その父母の一方が死亡又は疾病、外国居住、それ以外に不可避な事情で子と面接交流することが出来ない場合、家庭法院へ子との面会交流を請求することが出来る。この場合、家庭法院は、子の意思、面会交流請求をした者の子との関係、請求の動機、それ以外の事情

を斟酌しなければならない。[本項新設 2016. 12. 2]

- ③ 家庭法院は、子の福利のために必要なときは、当事者の請求により又は職権で、面会交流を制限・排除・変更することができる。[本項改正 2005. 3. 31, 2016. 12. 2]

[本条新設 1990. 1. 13]

제 837 조의 2 (면접교섭권)

- ① 자(子)를 직접 양육하지 아니하는 부모의 일방과 자(子)는 상호 면접교섭할 수 있는 권리를 가진다. [개정 2007. 12. 21]
- ② 자(子)를 직접 양육하지 아니하는 부모 일방의 직계존속은 그 부모 일방이 사망하였거나 질병, 외국거주, 그 밖에 불가피한 사정으로 자(子)를 면접교섭할 수 없는 경우 가정법원에 자(子)와의 면접교섭을 청구할 수 있다. 이 경우 가정법원은 자(子)의 의사(意思), 면접교섭을 청구한 사람과 자(子)의 관계, 청구의 동기, 그 밖의 사정을 참작하여야 한다. [신설 2016. 12. 2]
- ③ 가정법원은 자의 복리를 위하여 필요한 때에는 당사자의 청구 또는 직권에 의하여 면접교섭을 제한·배제·변경할 수 있다. [개정 2005. 3. 31, 2016. 12. 2]

[본조신설 1990. 1. 13]

第四章 父母と子

第三節 親権

第一款 総則

909 条 (親権者)

(-③まで省略)

- ④ 婚姻外の子が認知された場合及び父母が離婚する場合には、父母の協議により親権者を定めなければならないが、協議することができないとき、又は協議が調わないときは、法院は、職権で又は当事者の請求により親権者を指定しなければならない。ただし、父母の協議が子の福利に反するときは、家庭法院は、補正を命じ、又は職権で親権者を定める。[本項改正 2005. 3. 31, 2007. 12. 21]
- ⑤ 家庭法院は、婚姻の取消し、裁判上の離婚又は認知の訴えの場合、職権で親権者を定める。[本項改正 2005. 3. 31]
- ⑥ (略)

[全文改正 1990. 1. 13]

제 909 조(친권자)

(-③생략)

④ 혼인외의 자가 인지된 경우와 부모가 이혼하는 경우에는 부모의 협의로 친권자를 정하여야 하고, 협의할 수 없거나 협의가 이루어지지 아니하는 경우에는 가정법원은 직권으로 또는 당사자의 청구에 따라 친권자를 지정하여야 한다. 다만, 부모의 협의가 자의 복리에 반하는 경우에는 가정법원은 보정을 명하거나 직권으로 친권자를 정한다. [개정 2005. 3. 31, 2007. 12. 21]

⑤ 가정법원은 혼인의 취소, 재판상 이혼 또는 인지청구의 소의 경우에는 직권으로 친권자를 정한다. [개정 2005. 3. 31]

⑥ (略)

[전문개정 1990. 1. 13]

912 条 (親權行使と親權者指定の基準)

① 親權を行使するに際しては、子の福利を優先的に考慮しなければならない。[本項改正 2011. 5. 19]

② 家庭法院が親權者を定めるに際しては、子の福利を優先的に考慮しなければならない。そのために、家庭法院は、関連分野の専門家又は社会福祉機関に諮問することができる。[本項新設 2011. 5. 19]

[本条新設 2005. 3. 31]

[本条見出し改正 2011. 5. 19]

제 912 조(친권 행사와 친권자 지정의 기준)

① 친권을 행사함에 있어서는 자의 복리를 우선적으로 고려하여야 한다. [개정 2011. 5. 19]

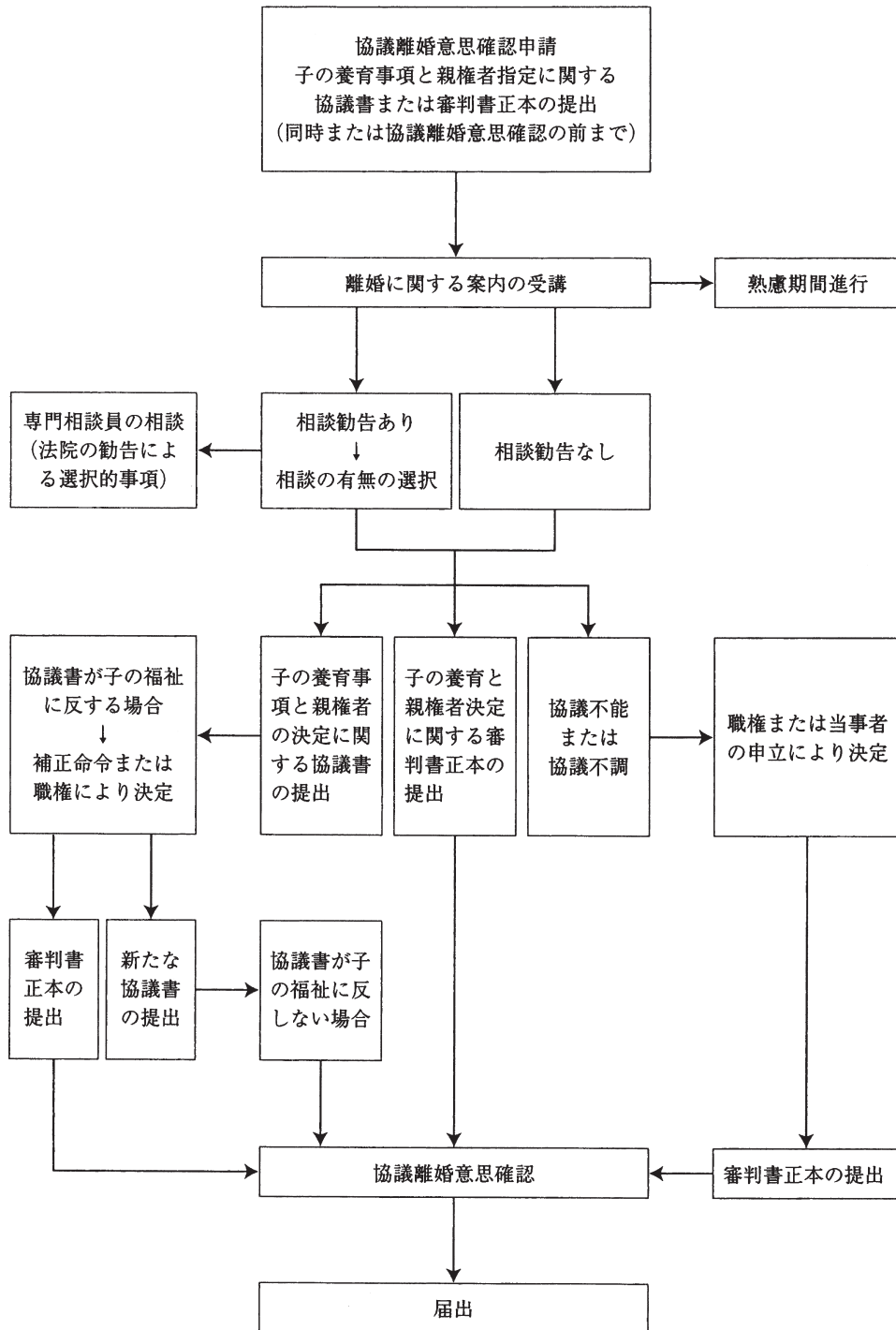
② 가정법원이 친권자를 지정함에 있어서는 자(子)의 복리를 우선적으로 고려하여야 한다. 이를 위하여 가정법원은 관련 분야의 전문가나 사회복지기관으로부터 자문을 받을 수 있다. [신설 2011. 5. 19]

[본조신설 2005. 3. 31]

[본조제목개정 2011. 5. 19]

離婚後の親權について、日本の単独親權制に対し、韓国では父母の協議または家庭法院の職權で、単独親權と共同親權のいずれかに定めることができる。離婚後の共同親權は、1990年の民法改正時に設けられた 909 条第 4 項に父母の協議によって親權者を定めることが出来るようになったことと、日本のように単独親權の条文が無い上、「子どもの最善の利益」の観点から諸外国の趨勢より理論上可能になったというもの

図 5. 韓国の協議離婚の流れ (金亮完, 2014)



である。また、韓国の協議離婚制度では、家庭法院において協議離婚の意思確認を受けなければ協議離婚ができない¹³⁾。そして協議離婚の意思確認を受けるには、家庭法院において離婚に関する案内を受け(836条の2第1項)、熟慮期間が1カ月から3カ月必要となる。さらに子の養育に関する事項を取り決め(837条)および909条4項の規定にある親権者決定に関する協議書または審判書正本を提出し協議離婚の意思確認を行う(図5)。

韓国でも子どもの健全な成長のために、1990年改正により、離別後の親との面会交流に関して837条の2が設けられ、子の福利の観点が優先されるようになっていく。また、2013年3月1日から「ハーグ条約」が発効しており、子どもの連れ去りに対しては、居住国への返還が求められるようになった。

5. 問題点と課題

国際的には共同親権を取り入れる国は増えてきており、「子どもの権利条約」にある共同養育が「子どもの最善の利益」であるという考え方がグローバル・スタンダードとしての趨勢である。最後に、離別後の親権や共同養育における福祉国家体制の影響を考える。

筆者が行った韓国での調査研究の詳しい内容の記述は別稿に譲るが、調査を通じて離別後の親権についての課題としてここでは以下の2点を挙げる。1点目は司法制度的課題である。裁判所や弁護士など司法に関する専門的な知識として共同養育が判断されても、当事者である親や子どもの意思がほとんど反映されない場合がある。また、両親が共同養育について調停前にビデオ教育を受けても、そのあとの調停員の考え方が従来の性別役割分業的な家族観であるため、具体的に監護について決まった内容が共同養育と矛盾した場合も見られた。また、養育費などの決まった共同養育の内容を相手が支払わない場合、一旦国家が代替して払うなどの手段が欠如しているため、結果的に別居親からの養育援助を諦めざる負えないことが起こっている。国際的な趨勢としての子どもの最善の利益という理念の立場から司法の専門家たちによって共同親権が選択されても、その遂行に関する手続きがまだ整っていない。

2点目は必ずしも子どもの最善の利益にならないことである。子どものためと思っ

て共同親権を選択しても、離別後別居親が再婚して他国に移り住んだり、新しい家族に気を遣って前妻や子どもと付き合いなくなったりなど、連絡が取れなくなること

13) 第836条(離婚の成立及び申告方式)①協議上離婚は、家庭裁判所の確認を受け、戸籍法に定めるところにより、申告することにより、その効力が生ずる。〔本項改正 1977. 12. 31, 2007. 5. 17 第8435号(戸籍法)〕

もある。その場合、かえって子どもの生活や人生における様々な好機に別居親の承認を得ることができず、結果的に子どもの人生に支障をきたすことがある。折角の好機を逃さざるを得ない子どもには、かえって父親からの見捨てられ観を強く抱かせる結果になってしまうケースもあった。

「離婚に至る過程、父母の関係性、親自身の離婚からの立ち直り、子ども自身の親への思い等は多様であり、離婚後の面会交流から生じる問題も多様である。子は父母の別居・離婚に関わらず、父母と交流し父母の養育を受ける権利があり、父母もまた親としての責任がある。この法理をいかに個別の事例に対応させていくかが問われている」〔二宮周平, 2013, 55〕。面会交流の法理に対し、その実施にはDVや児童虐待などに対するリスク管理の問題や、父母間の葛藤の問題が面会交流実施への大きな障害となっている。「面会交流の実現が困難な場合の解決を当事者に任せるのではなく、相談機関を含む社会的な支援体制を構築すべきである」ことや、また親教育の必要性について「協議離婚の場合、家裁で親教育をした上で、この養育や面会交流の合意内容について家裁の確認を要件とする」との提議もある〔二宮周平, 2013〕。

日本同様に家族主義型の福祉国家である韓国での共同親権選択下の、あるいは単独親権選択であっても、離別後の共同養育における双方の親の戸惑いや葛藤、またそれぞれの子の祖父母を巻き込んだ奪い合いが共同養育実施の大きな問題となっていた。家族に子どものケアなど福祉的課題への責任を委ねたまま、グローバルな法理念を国家が導入したことから発生している問題であるとも考えられる。北欧など社会民主主義という、福祉の「脱家族化」がある程度進んでおり、さらに進めつつある福祉国家体制の国で先行する法理念や司法の仕組みを参考にしながらも、自国に対して福祉は「家族化」のままであることが当事者家族に葛藤やトラブを引き起こしている一因になっている。

同じ家族主義の福祉国家体制である韓国と日本であるが、近代化のスピードが凝縮された韓国では、既にグローバルな子どもの利益に基づく共同養育や共同親権制度が取り入れられていても現実には脱家族化の進む北欧諸国などとは共同養育や共同親権の実際に実現できる内容が異なっている。また、まだ導入していない日本においても、「ハーグ条約」加入に従い、手続き的には国内では単独親権制であるが国外的には共同親権制にも対応するといった“ダブル・スタンダード”が放置されている。また、親権裁判でも子の「監護の継続性・安定性」が重視され、母親による親権という判断基準が「面会交流寛容性の原則」（フレンドリーペアレントルール）といったグローバルな判断と逆行しており、“ダブル・スタンダード”ともいえる〔山西裕美, 2018〕。性別役割分業に基づく家族主義福祉国家における共同養育や共同親権の導入の在り方について本当の意味での「子どもの最善の利益」を実現できる方法を慎重に考えていなければならないだろう。

謝辞等

*この研究は 文部科学省日本学術振興会科学研究補助金 基盤研究 c 課題 No.26380732 の交付を受けている。なお、日本国内外での調査研究については、筆者所属大学である熊本学園大学の倫理調査審査会の審査においてそれぞれ申請し、承認を受けての実施である（承認日付：日本 2016/7/13、韓国同年 9/30）。

*日本での調査研究は熊本市を始め、市内福祉施設等にご協力いただき実施できた。また、韓国ソウル市での調査研究は延世大学神学部相談コーチング支援センターのクオン・ス・ヨン（권수영）教授並びに韓国ひとり親団体 Korea Association of Single Parent Family（사단법인 한국한부모가정사랑회）ファン・ウン・スク（황은숙）会長の協力を得た。

参 照 文 献

- AndersenE. (2008). TROIS LEÇONS SUR L' ETAT-PROVIDENCE, Seuil et République des Idées,. (京極高宣監修『アンデルセン、福祉を語る』). NTT 出版.
- AndersenE. G. (1997). 'Hybrid or Unique? The Distinctiveness of the Japanese Welfare State'. *Journal of European Social Policy*, Volume 7 Number 3, pp.179-189.
- BeckUlrich. (1999). *World Risk Society*. Cambridge: Polity.
- ChangKyung-Sup. (2010). Individualization without Individualism. *Journal of Intimate and Public Spheres (Pilot Issue)*, pp.23-39.
- FPIC (家庭問題情報センター). (2017年11月6日). 公益社団法人 家庭問題情報センター.
参照先: FPIC 設立の理念: <http://www.1.odn.ne.jp/fpic/>
- KaadeVan. (2002). 福田 亘孝訳 先進諸国における『第二の人口転換』. *人口問題研究*, 58-1, pp.22-56.
- 金亮完. (2014). アジア法—韓国. 床谷文雄・本山 敦編著, 親権法の比較研究. pp.346-372. 日本評論社.
- 金亮完. (2018). 韓国の親権・監護権. (2018年1月25日).
参照先: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000060317.pdf>.
- 厚生省. (1978). 厚生白書 昭和 53 年版. 厚生白書.
- 厚生労働省. (2017). 平成 29 年 我が国の人口動態.
- 国立女性教育会館. (2006). 平成 16 年度・17 年度家庭教育に関する国際比較調査報告書.
- 榊原富士子・池田清貴. (2017). 離婚と子ども. 榊原富士子・池田清貴著, 親権と子ども. pp.66-140. 岩波書店.
- 山西裕美, 伊藤良高, 出川聖尚子. (2012). 熊本市のひとり親家庭の現状と課題についての一考察—中学生の子を持つ母子家庭を中心に. 熊本学園大学附属社会福祉研究所 社会福祉研究所報 vol.40, pp.111-134.
- 山西裕美, 伊藤良高, 出川聖尚子. (2013). 地方都市の中学生の子を持つひとり親家庭の福祉課題—ひとり親家庭の母子家庭における親子関係を規定する要因分析結果より. 熊本学園大学附属社会福祉研究所 社会福祉研究所報 vol.41, pp.37-59.
- 山西裕美. (2018). 日本における離別後の親権と共同養育における課題について一考察. 熊本学園大学附属社会福祉研究所 社会福祉研究所報 vol.46, pp.1-19.
- 善積京子. (2013). 離別と共同養育—スウェーデンの養育訴訟にみる「子どもの最善」. 世界思想社.

- 相馬直子. (2010). 圧縮的な家族変化と適応戦略—日韓比較から—. 金成恒編著, 現代の比較福祉国家論—東アジア発の新しい理論構築に向けて—. pp.313-337. ミネルヴァ書房.
- 東京家事事件研究会. (2015). 家事事件・人事訴訟事件の実務-家事事件手続法の趣旨を踏まえて. 法曹会.
- 内閣府. (2017). 男女共同参画白書 平成 29 年版. 男女共同参画白書.
- 二宮周平. (2013). 望まれる法システム. 法律時報 85-4, 通巻 1058 号, pp.69.
- 判例時報社. (2016). 判例時報 2309 号. pp.121-127.
- 判例時報社. (2017). 離婚等請求控訴事件. 判例時報 2325 号, pp.78-85.
- 武川正吾. (2005). 福祉オリエンタリズムの終焉. 武川正吾他編著, 韓国の福祉国家・日本の福祉国家. pp.54-76. 東信堂.
- 武川正吾. (2006). 比較福祉国家研究における日韓比較の意義. 武川正吾・李惠炅編著, 福祉レジームの日韓比較-社会保障・ジェンダー・労働市場. pp.1-11. 東京大学出版会.
- 落合恵美子. (2013). 東アジアの低出生率と家族主義—半圧縮近代としての日本. 落合恵美子編著, 親密圏と公共圏の再編成. pp.67-97. 京都大学出版会.
- 落合恵美子. (2014). 近代世界の転換と家族変動の論理. 日本社会学会編『社会学評論』64 (4), pp.533-552.

Issues on the children's parental rights and joint custody after divorce in the viewpoint point of "Familialism" — Comparing revisions in civil law in Japan and in Korea

Hiromi YAMANISHI

In this report, I take up the problems of civil law on the children's parental rights, especially after divorce of their parents comparing Japan with Korea. Both countries are generally called East Asia Model type of Welfare States, which is called "familialism".

The purpose of this research is to clarify the issues and inconsistencies between international standards of joint custody after divorce and family policies in Japan and Korea.

According to Esping-Andersen's theory on Welfare Regime, Japan and Korea and other East Asian countries are called East Asian model as "familialism", compared with European countries and U.S.A., as putting all East Asian countries into the same type.

In Korea and other East Asian countries except Japan, influences brought by the economic crisis from The Asian Financial Crisis (=IMF economic crisis) arouse in 1997, caused serious effects on its social structure as called compressed modernity, making their own families seem risk for oneself.

On the other hand, with the influence of Convention on the Rights of Child, they positively adopt joint custody after divorce in Korea. As a result, mothers and children are facing with difficulties, such as can't get fathers' agreements on important things to decide for their childrens' best, because of their absence or missing, disagreements and so on.

As for Japan, revisions are being made according to the "Best Interests of the Child" in Convention on the Rights of Child, but still keeping alone custody after divorce in civil law. Nevertheless Japan applied to Hague Convention in 2014 January and started to accept statements from abroad including from countries of joint custody after divorce, we should consider carefully enough whether or how to adapt joint custody after divorce in Japan.